

『事業執行管理システム維持管理業務委託』  
に係る一般競争入札

入札説明書

福島県土木部

## 目 次

番号	内容	ページ
1	入札説明書（本文）	3 ～ 9
2	別記 1、別記 2（福島県財務規則抜粋）	10 ～ 12
3	様式	13 ～ 26
	様式 1 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札参加資格確認申請書	
	様式 2 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札参加資格確認通知書	
	様式 3 - 1 入札書	
	様式 3 - 2 見積書	
	様式 4 委任状	
	様式 5 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札出席届	
	様式 6 入札保証金納付免除申請書	
	様式 7 履行実績証明書	
	様式 8 履行実績証明願	
	様式 9 改修に伴う業務アプリケーションの プログラム開示確約書	
	様式 10 技術者通知書	
	様式 11 技術者経歴書	
	様式 12 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札仕様書等に関する質問書	
	様式 13 事業執行管理システム維持管理業務委託 一般競争入札仕様書等に関する回答書	
4	委託契約書（案）	27 ～ 38

# 入札説明書

この入札説明書は、「事業執行管理システム維持管理業務委託」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 事業執行管理システム維持管理業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙「事業執行管理システム維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 4に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 5の(3)に掲げる日から起算して5年前の日から4に掲げる日までに、国又は地方公共団

体等に対し、土木事業の執行管理を担う情報システムについて、オペレーティングシステムに依存しないウェブシステム及びJ A V A言語での設計開発を履行した実績がある者、又は維持管理業務を履行した実績のある者であり、かつ、その設計開発、維持管理を行った技術者を当該業務に配置できる者であること。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類等を添付し、令和2年3月19日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後5時までに、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

##### ア 全部事項証明書（登記簿謄本）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

##### イ 履行実績証明書（様式7）

国又は地方公共団体等に対し、土木事業の執行管理を担う情報システムについて、過去5年間におけるオペレーティングシステムに依存しないウェブシステム及びJ A V A言語での設計開発、又は維持管理業務を履行した実績を記載した履行実績証明書を、実績に係る発注機関が発行した履行の事実を証明する書類を添付し提出すること。

ただし、証明対象の契約が、福島県との契約の場合は、その契約書の写しをもって履行の事実を証明する書類に代えることができる。

##### ウ 改修に伴う業務アプリケーションのプログラム開示確約書（様式9）

当該業務システムは、全てのソースプログラムの開示により誰でもがソフトウェアの改良、運用保守業務を行えることとし、改修に伴い作成したソースプログラムを開示することに同意する確約書を提出すること。

##### エ 技術者通知書及び経歴書（様式10、11）

上記イの履行実績証明書に記載の業務を担当した技術者のうち、当該業務に配置する技術者の業務経歴及び当該業務における位置づけ等を記載した技術者経歴書を、技術者通知書に添付し提出すること。

##### オ 業務実施体制（任意様式）

想定する維持管理業務実施体制について記載し提出すること。（技術者名、技術者の常駐する支店、営業所等の所在地及び福島県庁までの登庁時間について記載すること。）

※上記イからオの各調書は、申請者の届出印により証明を行うこと。

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課（予算経理担当）

電話 024-521-7488

F A X 024-521-7954

E-mail [dobokusoumu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:dobokusoumu@pref.fukushima.lg.jp)

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の配布期間

令和2年3月10日（火）から令和2年3月26日（木）

午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 開札の場所及び日時

入札者は以下の場所、日時の入札に必要な書類を持参すること。

福島県土木部土木総務課分室（本庁舎4階）

令和2年3月27日（金）午前10時

(4) 入札書の提出方法は、開札時に持参するものとし、郵送による入札は認めない。

6 入札書の提出方法

(1) 指定の入札書（様式3-1）を上記5の(3)に指定する場所及び日時に提出すること。

(2) 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ 開札日及び委託業務名 [令和2年3月27日開札「事業執行管理システム維持管理業務委託」の入札書在中]

(3) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。

ア 委任状（様式4）

イ 一般競争入札出席届（様式5）

開札日の出席者全員について記入の上提出すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し

エ 入札保証金納付免除関係書類

免除を希望する者は、令和2年3月19日（木）午後5時までに、入札保証金納付免除申請書（様式6）を土木総務課へ提出すること。また、開札日に入札保証保険証券原本を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして再入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※上記6の(3)のエで指定する申請書を提出する。）
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する場所及び日時で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札参加者が本書又は写しを持参する。）
  - イ 一般競争入札出席届
  - ウ 委任状
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提示して、確認を受けること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回限りさらに入札に付することができるものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 に定める入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 令和2年2月福島県議会定例会において、本事業に係る予算が議決された後に落札者を決定する。

ただし、同定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は、決定を見送る。

#### 14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

#### 15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

#### 16 契約書等の作成

(1) 落札者は、発注者が交付する委託契約書（別紙。以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 17 委託料の支払い条件

(1) 上半期分（4月～9月）の委託料は、受注者が契約書に定めた規定により提出した書類が検査に合格したときにのみ、適法な請求書により、発注者に対して請求することができる。

(2) 下半期分（10月～3月）の委託料は、委託業務が終了し、契約書に定めた規定により提出した書類が検査に合格したときにのみ、適法な請求書により、発注者に対して請求することができる。

(3) 上半期分の委託料の請求額については、出来高以内の額をもって請求することができるものとし、下半期分の委託料の請求額については、契約額から受領済み額を差し引いた額を請求することができる。

(4) 発注者は、適法な請求書により支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に支払うものとする。

#### 18 契約手続において使用する言語及び通貨



日本語及び日本国通貨とする。

19 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

20 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

委託業務の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式12。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す場所へ、FAXにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和2年3月13日（金）午後5時までとする。
- (4) 質問書に対する回答は、事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式13）により令和2年3月17日（火）に福島県土木部土木企画課のホームページへ掲載するとともに、5の(1)に掲げる場所で閲覧に供する。  
土木企画課ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/>

21 入札説明書の再配布等の禁止

本入札説明書受領者は、閲覧した日の属する年度から5年間、本件にかかる入札参加資格確認申請書類作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配布

22 当該契約に関する事務を担当する部署

上記5の(1)に同じ。

## 福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項又は施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2

（略）

## 福島県財務規則（抜粋）

## （契約保証金の減免）

第 2 2 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号)第 1 0 0 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次号第 2 項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項又は施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 1 1 年法律第 1 0 3 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 2 4 9 条第 1 項第 2 号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成 1 5 年法律第 1 1 2 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 2 4 9 条第 1 項第 2 号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 1 5 年法律第 1 1 8 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 2 4 9 条第 1 項第 2 号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 1 0 0 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 5 0 0 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 5 0 0 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 3 0 0 万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 1 0 0 分の 1 0 (建設工事又は製造以外にあつては 1 0 0 分の 5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 1 0 0 分の

- 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2

(略)

事業執行管理システム維持管理業務委託  
一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

(〒 - )

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 ( - - )

F A X 番 号 ( - - )

(作成担当者職・氏名 )

令和 年 月 日付けで公告のありました事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、入札説明書3(1)～(6)の要件に全て該当することを誓約します。

注) 申請書には下記の書類を添付すること。

- 1 全部事項証明書（登記簿謄本）：提出日から3ヶ月以内に発行されたもの
- 2 履行実績証明書（様式7）
- 3 改修に伴う業務アプリケーションのプログラム開示確約書（様式9）
- 4 技術者通知書及び経歴書（様式10、11）
- 5 業務実施体制（任意様式）

注 後日資格確認通知書（様式2）を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、84円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

事業執行管理システム維持管理業務委託  
一般競争入札参加資格確認通知書

元 土 第 号  
令和 年 月 日

様

福島県知事 内堀 雅雄 印

先に申請のありました標記の借入契約に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公告日	
件名及び数量	事業執行管理システム維持管理業務委託 一式
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有り ・ 無し
※入札参加資格 がないと認め た理由	

2 入札参加資格有りとされた方に対する条件

- (1) この確認通知以降、担当技術者の変更は認められません。
- (2) この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式3-1

## 入 札 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 事業執行管理システム維持管理業務委託 一式

履 行 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人が再入札をする場合は、代理人の氏名、押印が必要)

福島県知事 内堀 雅雄 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式3-2 (再入札不調時に随意契約に移行する場合)

## 見 積 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 事業執行管理システム維持管理業務委託 一式

履 行 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

上記のとおり見積いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名及び印)

福島県知事 内堀 雅雄 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

2 再度見積の場合は、見積書の前に「再」と記入すること。



様式4

# 委 任 状

私は、都合により次の者を代理人と定め下記事項を委任します。

## 記

令和 年 月 日に執行される「事業執行管理システム維持管理業務委託」の入札  
及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印

受任者 職名又は住所  
氏 名 印

(本件一般競争入札について、代理人が出席する入札、再度入札、見積、再見積に必要)

様式5

事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札出席届

令和 年 月 日

入札参加者 住 所  
(ふりがな)  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印

1 公 告 日

2 出 席 者

(1) 代表者（個人の場合は本人）又は代理人

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

(2) その他出席者

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

様式6

# 入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

事業執行管理システム維持管理業務委託契約に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

## 記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に国又は地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたり締結し、これらすべてを誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する納入実績証明書（福島県が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。）

（注） 提出書類により1又は2に○印を付して下さい。

## 履行実績証明書

業務委託名	
契約先	
契約年月日	
履行完了日	
委託の内容 (概要)	
契約金額	

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(注1) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
- 2 福島県以外が発注した契約の場合
  - (1) 発注機関が証明を行った履行実績証明願（様式8）
  - (2) 上記(1)を添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 3 実績は、本店・支店を問わない。

履行実績証明願

令和 年 月 日

様

履行者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

一般競争入札の入札参加資格確認申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記業務委託の履行実績を証明願います。

業務委託名	
契約先	
契約年月日	
履行完了日	
委託の内容 (概要)	
契約金額	

上記の業務について履行完了したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

改修に伴う業務アプリケーションの  
プログラム開示確約書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

商号又は名称

代表者職・氏名

印

事業執行管理システム維持管理業務委託による成果品の著作権は福島県に譲渡し、著作人格権を一切、行使しない。

当該業務により作成されたプログラムのソースを開示し、福島県の判断により使用することに同意する。

また、福島県の求めに応じ作成した改修プログラム等（ソースコードを含む）の詳細説明、資料提供等の補助については、事業執行管理システムの運用終了まで無償で継続することを確約する。

技術者通知書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

印

標記について、下記のとおり定めたので、経歴書を添え届けます。

記

- 1 業 務 名
- 2 技術者氏名

様式 1 1

## 技術者経歴書

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 最終学歴
- 4 社内での職名
- 5 業務経歴
- 6 設計開発、維持管理業務実績における当該技術者の位置づけ（詳細に記載願います。）
- 7 本業務における当該技術者の位置づけ（詳細に記載願います。）
- 8 資格名称（情報システムに係る資格保有の場合。資格登録証の写しを添付）



事業執行管理システム維持管理業務委託  
一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県土木部土木総務課長 様

質問者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
担当者職・氏名  
電 話 番 号 ( - - )  
F A X ( - - )

冊子名及び 該当ページ	質 問 項 目	質 問 の 趣 旨 ・ 内 容

- (注)
- 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
  - 2 郵送による場合は、速達郵便によること。
  - 3 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。
  - 4 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」等の区分とその該当ページを記載すること。
  - 5 回答の内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。

様式 13

事業執行管理システム維持管理業務委託  
一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

様

福島県土木部土木総務課長  
(公 印 省 略)

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答

(注) 質問に対する回答は、別途、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。

## 事業執行管理システム維持管理業務委託契約書（案）

委託業務の名称 事業執行管理システム維持管理業務委託

委託料の額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

履行期間 令和2年 4月 1日 から  
令和3年 3月31日 まで

上記の委託業務について、発注者「福島県」、受注者「 」として、次の各条項により委託契約を締結する。

### (委託業務の仕様等)

- 第1条 受注者は、この契約書に定めるものの他、事業執行管理システム維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の委託料の額をもって頭書の委託期間内に委託業務を完了し、仕様書に定めのある成果品等（以下「成果品」という。）を発注者に提出しなければならない。

### (主任担当者の選任)

- 第2条 発注者及び受注者は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を、それぞれ1名をあらかじめ定め、書面をもって相手方に通知する。また、主任担当者の変更があった場合は、直ちに相手方に対して通知するものとする。
- 2 発注者及び受注者は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

### (技術者の能力)

- 第3条 受注者は、本件業務に携わる技術者を選任するに当たっては、本件業務を実施するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の委託業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不相当だと認められる者がいるときは、受注者に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。

### (定期協議の実施)

- 第4条 発注者及び受注者は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、定期的に協議を行うものとする。なお、本協議の頻度等については、発注者と受注者が協議の上定める。
- 2 受注者は、上記の定めによらず、発注者からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況等について発注者が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。
- 3 発注者は、必要に応じて、発注者の指定する者を本協議に出席させることができるものとする。

る。

- 4 受注者は、必要に応じて、受注者の指定する者を本協議に出席させるように発注者に要請することができるものとする。

#### (運搬責任)

第5条 委託業務における支給用品、資料等及び納付すべき成果品の運搬は、別に定めるもののほか受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

#### (権利の帰属)

第6条 成果品のうち、新規に作成された成果品の権利（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）については、頭書の委託料が完納されたとき受注者から発注者へ移転する。

- 2 前項に関し、以下のいずれかの者に本件成果品の著作権が属していた場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権を受注者に譲渡させ、著作者人格権を一切行使しない旨の許諾をさせるものとする。

(1) 受注者の従業員

(2) 第9条の規定により本件業務が再委託された場合の再委託先、再々委託先又はそれらの従業員

- 3 受注者は、委託業務の履行にあたり作成された成果品に関する著作者人格権を有する場合においても、発注者及び発注者の指定する者にこれを行使しないものとする。

- 4 受注者が従前から有していた成果品の著作権については、受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、成果品について発注者及び発注者の指定する者が必要とする範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、公衆送信権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。以下同じ。）を許諾することとする。

- 5 成果品の作成にあたり、受注者が第三者の著作物を利用する場合には、受注者は、あらかじめ当該第三者との間で発注者、発注者の指定する者及び受注者に対し、当該著作物についてその必要とする範囲で、著作権法に基づく使用を許諾する旨を書面で確認するものとする。なお、当該著作物のうち、有償・無償を問わず公に頒布されており、かつ利用許諾条件が公開されているものの取扱いに関することは、発注者と受注者が協議の上で決定する。

- 6 委託業務の履行にあたり、受注者に帰属する特許権等が生じ、本件業務の実施に関して当該特許権等の実施が必要である場合には、受注者は、本件業務の実施に関して必要な範囲内で、発注者に無償の通常実施権を許諾するものとする。

- 7 第3項の著作者人格権の不行使及び、前3項の許諾については、発注者が必要と判断する限りにおいて、本件契約終了後も継続するものとする。

- 8 前項までの規定により、受注者が発注者のために許諾する著作物の利用権（受注者が発注者のために第三者から許諾を受けるものを含む）、受注者が本件業務を遂行するために、第三者から取得する著作権又は第三者から許諾を受ける著作権の利用権に関する経費は本件契約金額に含まれる。

- 9 発注者は、受注者が自己の営業のために本件成果品を利用し、また本件成果品を改変し利用

する場合、発注者に何ら影響がなく、かつ発注者に特段の理由がない限り、これを承認するものとする。

#### (受注者の義務)

第7条 受注者は、本件業務の履行について法律上事業者としてのすべての責任を負うものとする。

2 受注者は、すべての成果品が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

3 受注者は、その使用人に対し労働基準法、及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

#### (権利及び義務の譲渡)

第8条 受注者は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

#### (再委託)

第9条 再委託の禁止を原則とする。やむを得ず、再委託を行う場合においても一括再委託は禁止する。再委託を行う場合は、公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法」に基づき、下請事業者との公正な取引を明確化することとし、発注者へ下請通知書、下請事業者との契約書等必要書類を提出すること。また、作業計画書においても下請事業者を含めた業務体系、連絡体制等を明記する。

2 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、発注者に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第12条に規定する発注者の機密情報及び第13条に規定する個人情報に再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

#### (目的外使用の禁止)

第10条 受注者は、本件業務の履行による委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (資料の提供)

第11条 受注者は、本件業務の履行に関し、発注者が所有する仕様書、図面、資料その他の資料及び情報が必要な場合には、発注者に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。

2 受注者は、発注者から貸与又は開示を受けた資料・情報（以下、「開示情報」という）の正確性・有用性等について確認、検証の義務を負担しないものとする。

3 発注者は、開示情報を受注者に対し貸与又は開示するに当たって、受注者がこれらの情報等を本件業務の実施目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証する。

#### (機密の保持)

第12条 発注者及び受注者は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報。
  - (2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で開示される情報であって、口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 2 発注者及び受注者は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。
- 3 発注者及び受注者は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わない。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。
- (1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。
  - (2) 発注者又は受注者が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
  - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - (4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

#### (個人情報)

第13条 受注者は、本件業務の実施に関連して知った発注者の保有する住民等の個人情報（以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いては他に開示、公表、及び配布をせず、受注者自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容の如何を問わず、個人を特定できる情報のうち、発注者が指定した情報をさすものとする。ただし、次の各号の場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表及び配布することはできないものとする。

- (1) 契約第9条第2項に基づき開示する場合
  - (2) 法令に基づき開示が要求された場合
- 2 受注者は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、個人情報保護に関する法令及び別記「個人情報取扱特記事項」の趣旨に従うものとする。

#### (一般的損害)

第14条 成果品の引渡し前に生じた成果品、資料等及び処理過程で発生した発生品についての損害は、発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第 15 条 本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担し、その損害が発注者と受注者双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について発注者と受注者が協議して定める。

2 前項の場合、その他本契約の履行に関して、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協議してその処理解決に当たるものとする。

(事故等の報告)

第 16 条 受注者は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告しその指示を受けること。

2 受注者は、発注者の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第 17 条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、発注者及び受注者は変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については発注者と受注者が協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第 18 条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときは、発注者又は受注者は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、発注者又受注者が損害を受けることがあっても、原則として発注者又は受注者は責任を負わないものとする。

(協議解除)

第 19 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第 20 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。

(2) 履行期限内に委託業務が完成しないとき又は委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の検査の実施にあたり、

- 検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前4号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 第21条第1項の規定によらず受注者が契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 発注者が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。また、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第8号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等



(受注者の解除権)

第 21 条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第 17 条の規定により、発注者が成果品の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が 3 ヶ月以上に及ぶとき。
- (2) 第 17 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により成果品の納入が不可能になったとき。

2 発注者は、受注者が前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、発注者と受注者が協議の上定める。

(解除に伴う措置)

第 22 条 前三条の規定により契約が解除された場合において、既納部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相応する金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

2 前項の場合において、第 25 条第 1 項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、第 20 条第 2 項の規定により受注者が違約金を支払わなければならない場合にあっては当該違約金の額を、前項の既納部分に相応する金額から控除する。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(契約保証金)

第 23 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
- 四 この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

2 前項及び第 5 項の規定は、発注者が、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 229 条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。

3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 100 分の 5 以上としなければならない。

4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(談合による損害賠償)

第24条 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号の一に該当するときは、第19条から第21条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 上記1の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、契約権者が受けた損害額が、上記に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分に対して契約の相手方に賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息等の相殺)

第25条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、発注者が受注者から徴収すべき金額があるときは、発注者はこれを委託料の額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 発注者は、この契約に基づき発注者が受注者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 3 発注者は、受注者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約書作成の費用)

第26条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第27条 受注者は、上半期の委託業務が終了したときは、委託業務中間報告書に成果品を添え提出しなければならない。ただし、提出済みの書類については、再提出の必要はない。

- 2 受注者は、全ての委託業務が終了したときは、委託業務完了届に成果品を添え提出しなけれ

ばならない。ただし、提出済みの書類については、再提出の必要はない。

- 3 発注者は、第1項の委託業務中間報告書、又は前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品を検査しなければならない。
- 4 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、発注者は、成果品の提出期限を改めて指定し、また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 5 前項において発生する経費は、すべて受注者の負担とする。
- 6 すべての成果品が検査に合格した日をもって、業務の終了とする。この場合、発注者はその旨書面をもって受注者に通知する。
- 7 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、発注者から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。
- 8 受注者は、検査の結果合格した成果品をすべて発注者へ引き渡すものとする。また、前項の規定により、検査に合格したとみなす成果品についても同様とする。

(委託料の支払い)

- 第28条 上半期分(4月～9月)の委託料は、受注者が第27条第1項の規定により提出した書類が検査に合格したときにのみ、適法な請求書により、発注者に対して請求することができる。
- 2 下半期分(10月～3月)の委託料は、受注者が第27条第2項の規定により提出した書類が検査に合格したときにのみ、適法な請求書により、発注者に対して請求することができる。
  - 3 上半期分の委託料の請求額については、出来高以内の額をもって請求することができるものとし、下半期分の委託料の請求額については、契約額から受領済み額を差し引いた額を請求することができる。
  - 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に支払うものとする。
  - 5 発注者の責めに帰すべき事由により前条3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(かし担保責任)

- 第29条 構築業務の終了後、成果品の欠陥又は確定された仕様との不一致が発見された場合は、発注者は受注者に対し、仕様書に基づき相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

(履行遅延の場合における遅延利息)

- 第30条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通知

するとともに当該期間の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.7パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）とする。

（賠償金等の徴収）

第31条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

（契約外の事項）

第32条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定める。

（紛争の解決方法）

第33条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

（発注者） 住所 福島県福島市杉妻町2番16号  
氏名 福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

（受注者） 住所  
氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録

された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第 9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第 10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 受注者は、第 7 条第 1 項に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。